

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	水道六法 追録 買入	51:図書	東京法令出版株式会社	32,780	R5.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	産業廃棄物処理法令・通達・条例集 近畿編 追録157号 外3点 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	15,960	R5.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	食品表示マニュアル追録 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	13,068	R5.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	食品表示マニュアル追録 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	45,738	R5.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	最新医薬品・医療機器等取扱法規の手引 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	7,601	R5.3.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
6	シュレッダーの修繕	01:事務用 品・機器	アイリスオーヤマ株式会 社	35,450	R5.3.6	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	専門監視事務用公用車(なにわ300み1229) 自動車定期点検整備(継続検査)に伴う追加 整備	37:自動車修 理	武田自動車工業株式会社	191,422	R5.3.10	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G33	-

随意契約理由書

1 案件名称

シュレッダーの修繕

2 契約の相手方

アイリスオーヤマ株式会社

3 随意契約理由

大阪市では、不要になった個人情報等の書類を廃棄処理する際に、シュレッダーで裁断し個人情報を不明にして、再生用紙ごみとして廃棄していたが、今回、シュレッダーで裁断中に裁断部から異音が発生し、書類が裁断出来なくなった。

当該シュレッダーは、アイリスオーヤマ株式会社製であり、同機の修理は、アイリスオーヤマ株式会社が直接行っていることから、同社以外では技術面の対応が不可能であり、履行後の動作保証ができないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、アイリスオーヤマ株式会社と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所東部生活衛生監視事務所（電話番号 06-6267-9888）